

北海道大学練習船利用規程（以下「規程」という。）第4条第1項に定める練習船利用に係る申請書提出時期、規程第5条に定める乗船の申込み及び規程第10条に定める利用者負担金の納付、その他については、以下のとおりとする。

1. 用語の定義

本手続基準中で使用する用語は、規程で使用する用語の例による。

2. 練習船利用に係る留意点（規程第4条第6項・第6条関係）

天候の悪化、その他やむを得ない事由により、利用の許可がなされていた場合にあって、航海が実施されない又は航海計画の大幅な変更が余儀なくされる場合があるので、留意すること。

3. 練習船利用の取消に係る違約金の発生（規程第11条関係）

利用代表者・利用者の事由による主体利用及び余席利用の取消にあたって、違約金が発生する場合がある。違約金の発生については、「北海道大学水産学部附属練習船利用料及び利用者負担金徴収基準」（以下「徴収基準」という。）を参照すること。

4. 練習船利用申請書の提出時期・期限（規程第4条第1項関係）

練習船利用にかかる申請書提出時期は以下のとおりとする。

- ・主体利用 航海実施年度の前年度の9～11月を目途に、運営委員会にて定める期間
- ・余席利用 原則として当該利用を含む航海開始の日の2か月前まで

5. 乗船までの流れ（規程第5条関係）

乗船までの基本的な申込みの流れは、以下のとおりとする。ただし、外国への航海を伴うもの等この流れにより難しいものについては、その都度通知する。

時期	申込手続の内容
すみやかに	<ul style="list-style-type: none"> ・利用代表者と船側担当者は航海計画の打合せを行う ※利用者に食品アレルギーや持病等特別な配慮が必要な者がいる場合は個人情報の取扱に留意し、情報の交換を行う
出港日の4か月前まで	<ul style="list-style-type: none"> ・船側担当者は航海計画において漁業操業許可が必要な場合は、関係書類を船舶担当へ提出する
出港日の3か月前	主体利用キャンセル期限（以降、違約金が発生する場合あり）
出港日の2週間前まで	<ul style="list-style-type: none"> ・利用代表者は船側担当者に乗船者リスト及び航海計画を送付する ・利用代表者は乗船者リスト記載の利用者に対し、誓約書の作成を指示する

	・ 船側担当者は乗船者リスト及び航海計画（入出港計画含む）を通信長及び船舶担当へ送付する
出港日の前日まで	・ 利用代表者または利用者は誓約書を船舶担当へ送付する。
出港日の1週間前	余席利用キャンセル期限（以降、違約金が発生する場合あり） 乗船者の確定（以降、利用者負担金発生）
乗船日	利用者は乗船する
下船日	利用者は下船する
下船日の1週間後まで（通知日）	・ 船舶担当は利用代表者に各利用者の利用者負担金の額を通知する ・ 利用代表者は利用者に対し利用負担金の額を通知し、支払を指示する
通知日の3週間後まで	・ 利用代表者又は利用者は利用者負担金を支払う

6. 利用者負担金の納付について（規程第10条関係）

本学では利用者負担金の収納について、北海道大学生協（本項において「生協」という。）に業務を委託しているため、利用者負担金は本学札幌キャンパス 生協北部店サービスカウンターまたは函館キャンパス 生協水産学部店サービスカウンターで現金で支払うか、生協指定の口座へ振り込みにより支払うものとする。

納付の額については、船舶担当より利用代表者を通じて通知するので、通知日から3週間以内に納付すること。

なお、乗船しなかった場合及び天候の悪化、その他やむを得ない事由により航海計画を変更した場合における利用者負担金の発生については、徴収基準を参照すること。

7. その他

その他この定めがないが、本学が必要とする書類等の作成を求める場合がある。

8. 附則

本基準は平成30年4月1日より実施する。